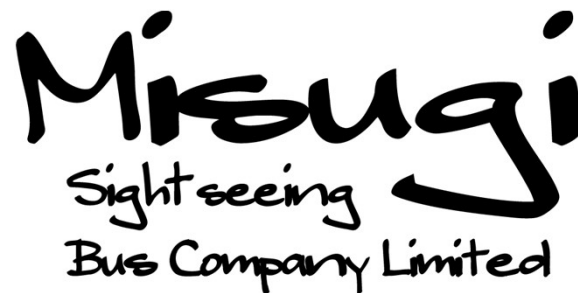


株式会社美杉観光バス

令和 5 年 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて



1. ≪安全方針≫

当社は【**安全は全てに優先し、安全は命を守る事**】という方針の下、社長以下全ての社員が一丸となって関係法令等を遵守し、常に事業用自動車の安全運転・安全管理に努め、以下に掲げる取り組みを通じて安全管理体制の継続的な改善の努力をしていきます。

- ①. 安全輸送が美杉観光バスの根幹であり、最優先します。
安全に懸念を感じた時は迷わず立ち止まります。
- ②. 経営トップ（社長）が率先して安全の声を聞き、安全輸送最優先の意識を徹底させます。
心を一つにして「現場主義に徹する」「実力主義に徹する」
- ③. 安全輸送のためにP（プラン・策定）D（ドゥ・実行）C（チェック・確認）
A（アクト・改善）サイクルを確実に実施するとともに、
絶えず安全輸送の安全性の向上に努めます。
全従業員が危機意識を共有し、本音でぶつかり合える仲間を形成できる組織を目指します。

令和5年1月5日

株式会社美杉観光バス

代表取締役 社長 吉田 典弘

2. ≪輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況≫

令和4年 事故統計（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

（1）目標の達成状況（令和4年1月～令和4年12月）

（目標）	人身事故0件	（実績）	人身事故1件	目標未達成
	物損事故0件		物損事故1件	目標未達成
	車両故障0件		車両故障1件	目標未達成

（2）令和元年の目標（令和5年1月～令和5年12月）

（目標）	人身事故0件
	物損事故0件
	車両故障0件

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

	令和4年 目標		令和4年 実績	
1	人身事故	目標0件	1件	目標未達成
2	重大事故	目標0件	1件	目標未達成
3	車内事故	目標0件	0件	目標達成
4	有責事故	目標5件	8件	未達成（－3件）
5	車庫内事故	目標0件	2件	未達成（－2件）

※営業所別 事故件数内訳 人身事故1件（本社営業所） 重大事故1件（本社営業所）
有責事故（本社営業所1件、東京営業所3件、大阪営業所2件、沖縄営業所2件）
車庫内事故（東京営業所1件、大阪営業所1件）

令和5年 美杉観光バス 全営業所 統一目標

	目 標	
1	人身事故	目標0件
2	重大事故	目標0件
3	車内事故	目標0件
4	有責事故	目標5件
5	車庫内事故	目標0件

4. ≪輸送の安全に関する計画及び実施結果≫

令和4年の実施結果

①経営トップによる営業所、職場巡視

経営トップ及び安全統括管理者による営業所、職場巡回を行い

取組状況や営業所長、運行管理者との意見交換を安全最優先の重要性の向上を図りました。（年6回実施）

②各種安全運動の取組状況

各種安全運動を通じ、安全に対する点検と改善、意識向上を図りました。安全統括管理者が社内月間スローガンを営業所に掲示しさらなる安全に関する啓発活動の実施を行いました。

春の交通安全運動（4月）、夏の自動車輸送安全総点検（7月）、

秋の交通安全運動（9月）、年末年始輸送安全総点検（12月～1月）

③各営業所、安全推進委員会による安全への取組

事故が発生した段階で、事故の状況をヒアリングし原因究明及び安全対策を策定（Plan）

各営業所にて当該事故を共有し周知を図るとともに、運転士一人ひとりが事故防止に向けた取組を実施（Do）

取組実施後、各営業所に乗務員教育を実施し取組状況の確認を行うとともに、事故から乗務員教育までの機関の事故件数を基に、安全対策の効果検証を実施（Check）

結果を基に、防止に向けた更なる取組の強化や改善（Act）を行うことにより、事故防止に努めました。

④初任運転士に対する運転技術教育の実施

初任運転士に対し、雪道講習の実施をし、運転技術訓練をはじめ、車載機器の取扱いや車両点検の方法、接客案内に関する教育を実施しました。

⑤健康起因に関する事故防止への取組

「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、乗務員の健康状態の把握及び指導強化に努めるとともに、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査を実施しました。

⑥無事故表彰制度の活用

年1回行われる全社を挙げての安全講習会にて無事故乗務員への表彰を行い、乗務員への安全意識の向上を図りました。

⑦ヒヤリハット情報の収集

ヒヤリハット情報の収集に努め、未然に事故防止に努めました。

⑧バスジャック対応訓練の実施

数名の乗務員を選抜しバス協会主催で行われたバスジャックを想定した情報伝達訓練を実施し、危機管理体制を高めました。（年1回）

5. ≪事故、災害等に関する報告連絡体制≫

株式会社美杉観光バスの「異常事態、事故災害発生時の連絡体制図」によります。

6. ≪輸送の安全に関する教育及び研修の計画≫

（乗務員）

①適正診断の受診

「旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示第1676号）に準拠して、国土交通省が認定する適正診断を受診」させ、運転に関するクセや注意点を把握させ事故防止に取り組みます。

②定期研修の実施

乗務員年間教育計画に基づき、安全運転に関する知識と技術を向上させるための研修を実施していきます。

③特定の運転者に対する特別な指導の実施

旅客自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（国土交通省告示第1676号）に準拠して、事故惹起者、初任運転者、高齢運転者に対して、特別な指導を行うとともに、国土交通省が認定する適正診断（特定診断Ⅰ・Ⅱ、初任診断、適齢診断）を受診させていきます。

（運行管理者・運行管理補助者）

運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識の習得並びに厳正な点呼執行のため、

国土交通省が認定する一般診断を受講させる他、NASAV自動車事故対策機構主催の運輸安全マネジメントセミナーに積極的に受講させる。

7. ≪輸送の安全に関する投資実績・計画≫

（令和4年 輸送の安全のために講じた措置）

乗務員安全講習会研修費・・・500千円

コロナウイルス感染拡大防止対策費・・・750千円

スタッドレスタイヤなどのバス消耗品費・・・2400千円

健康診断費・・・1000千円

(令和5年 輸送の安全のために講じようとする措置)

乗務員安全講習会研修費・・・1200千円

コロナウイルス感染拡大防止対策費・・・750千円

スタッドレスタイヤなどのバス消耗品費・・・6500千円

健康診断費・・・1500千円

優秀乗務員報奨金費用・・・1000千円

8. ≪安全統括管理者≫

安全統括管理者には代表取締役副社長を任命しています。

9. ≪安全管理規程≫

株式会社美杉観光バスのホームページに掲載しております。

<https://www.misugi-kanko.co.jp>

【最重点項目】

- ・ 尊い命をお預かりする仕事、感謝の気持ちをもつ。
- ・ 推測では無く必ず確認し、問題を過小評価しない。

【令和 5 年安全スローガン】

「真の勇気をもち、安全運行を常に創造する」